

お知らせ掲示板

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

くらし

市オリジナル婚姻届などの無償提供者を募集します

市オリジナルデザインの婚姻届や出生届、冊子などを無償で提供してくれる事業者を募集します。冊子には広告枠があり、PRなどに利用できます。市ホームページに掲載する募集要項を確認して、応募してください。

提供された婚姻届などは市民課、区市民福祉課、区総務福祉課、箒根出張所などで配布されます。

▼提供期間 3年間

※掲載広告内容は約1年単位で更新。

▼選定方法 書類審査

※応募者が複数の場合は、提案内容、デザイン、過去の実績などを総合的に審査し1事業者を選定します。

▼申込方法 所定の申込用紙を持参

▼申込期間 3月6日(火)～19日(月)

▼申し込み・問い合わせ

○市民課 ☎(62)7133

出生の支援がさらに充実

マッチング会員の登録やお相手情報閲覧など、とちぎ結婚支援センターのサービスが市役所でも受けられるようになります。利用には、とちぎ結婚

支援センターホームページから事前に申し込みが必要です。

とちぎ結婚支援センター

検索

※電話やメールでの申し込みは不可。

▼利用開始日 3月7日(水)

▼利用時間 午前9時～午後4時

※第2・第4金曜、土・日曜、祝日・年末年始を除く。

▼ところ 市役所本庁舎5階

▼問い合わせ ☎(62)7019

○市民協働推進課

市役所窓口での一部の手続きがでなくなりました

住民基本台帳システムのメンテナンスに伴い、全ての庁舎で次の手続きができなくなりました。

▼とき 3月20日(火)(終日)

▼できない手続き

○特例転入・転出手続き

○マイナンバーカードの受領

○マイナンバーカード・住民基本台帳カードの設定変更

○広域交付住民票の発行

○コンビニエンスストアでの証明書発行の利用登録・設定変更

○公的個人認証サービスの電子証明書

の設定変更

▼問い合わせ

○市民課 ☎(62)7127

○市民課 ☎(62)7132

黒磯駅西口の駐車場を移転します

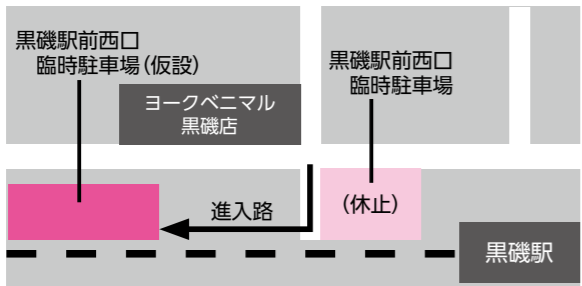
黒磯駅周辺の整備に伴い、現在の黒磯駅西口臨時駐車場を休止し、仮設駐車場を新たに設置して営業します。

▼とき 2月26日(月) 午後2時～

▼料金 最初の1時間は無料。その後1時間ごとに50円を加算

※24時間ごとに400円を上限。

※24時間を超える場合は、前述を繰り返し合算。



▼問い合わせ ☎(62)7127

○民生課



今月のテーマ
大手通販サイトを
かたり未納料金を請求する
SMS

【事例】
携帯電話に「サイトへの登録料が未納である。本日中に連絡がない場合は法的手段に移行する」という内容のSMS(ショートメッセージサービス)が届いた。送信元として大手通販サイト名が記載されていたが、このサイトは利用していない。

アドバイス

- ・心当たりのない不審なSMSが届いたら、開かずすぐ削除する。
- ・発信元の名前に聞き覚えがあっても安易に信用しない。連絡すると個人情報聞き出されたり金銭を要求される場合がある。
- ・心配な時は消費生活センターに相談してください。

消費生活センター

(いきいきふれあいセンター内)

☎(63)7900

開設時間
平日午前8時30分～午後5時



ひとり親家庭のキャリアアップを応援します

▶問い合わせ
子ども・子育て総合センター
☎0287(46)5538

●自立支援教育訓練給付金事業

あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。

| 対象 | 対象講座 | 支給額 |
|--|---|---|
| 次の全ての要件を満たし、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母か父 ①市民 ②児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある ③教育訓練講座を受講することが就職やキャリアアップに必要と認められる ④過去にこの給付金を受給していない | 雇用保険制度の教育訓練講座として指定されている講座(医療事務、大型自動車免許、社会福祉士、介護福祉士、保育士など) ※詳しくは、厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムで確認してください。 | 対象講座の入学料、受講料の合計額(消費税含む)の60%に相当する額 ※雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の受給者は上記の額から一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。 |

・講座受講前に対象講座の指定を受ける必要があるため、事前に窓口へ相談してください。
・給付金は受講修了後に支給されます。

●高等職業訓練促進給付金等事業

対象となる専門的な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、生活の安定を図るため、一定期間給付金を支給します。

| 対象 | 対象資格 | 支給額(月額) |
|---|--|--|
| 次の全ての要件を満たし、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母か父 ①市民 ②児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある ③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる ④生活保護を受けていない ⑤就業や育児と、修業との両立が困難であると認められる ⑥過去にこの給付金を受給していない | 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 | ・市民税非課税世帯 10万円 ・市民税課税世帯 7万500円 ※修業している期間(上限36カ月)に支払われます。 |

・入学(修業)の手続きをする前に事前相談が必要です。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信制講座を含む)を受け、これを修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給します。

| 対象 | 対象講座 | 支給額 |
|--|---------------------------------|---|
| 次の全ての要件を満たし、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母か父 ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある ②過去にこの給付金を受けていない ※この他にもいくつか要件があります。 ※すでに高校卒業・大学入学資格を取得している人などは対象外です。 | 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む) | ・受講修了時…対象講座の受講修了後、受講料等の2割(10万円を上限) ・合格時…高等学校卒業程度認定試験合格後、受講料等の4割(受講修了時との合算で合計15万円を上限) |

・講座の受講前に申請が必要です。